

国際会議コンテンツの取り扱いガイドライン

(2018年12月17日制定)

(2019年7月16日改正)

電子情報通信学会の名義で開催される国際会議のコンテンツは、以下の考え方に基づいて取り扱うものとする。

(A) 電子情報通信学会主催(単独)の国際会議

国際会議論文の著作権は電子情報通信学会に帰属し、コンテンツは、電子情報通信学会国際会議アーカイブシステム(仮、以降学会アーカイブ)に収録する。収録しない場合は、原則主催を認めない。

(A-1) 電子情報通信学会が主催で、他学会が Technical Co-sponsor の国際会議論文の著作権は電子情報通信学会に帰属し、コンテンツは学会アーカイブに収録する。

他学会等には、有償もしくは無償にて非排他的な使用权(著作権は電子情報通信学会に残すことを原則とする)を認める。

(B) 電子情報通信学会および他学会が共同主催の国際会議

国際会議論文の著作権は電子情報通信学会と他学会とに共同で帰属することを原則とし(場合によって一方が著作権を他方が非排他的な使用权を所有する)、コンテンツは学会アーカイブに収録する。学会アーカイブに掲載できない場合は、原則共同主催は認めない。

(C) 他学会が主催で、電子情報通信学会が Technical Co-sponsor の国際会議

(C)は(A-1)と対をなす関係であり、電子情報通信学会は Technical Co-sponsor として財務責任は負わないものの、テクニカルに相応な貢献をしている。そのため、国際会議論文の使用权を非排他的に電子情報通信学会が所有し、コンテンツは有償もしくは無償で学会アーカイブに収録することを原則とする。

以上

多くの会員の方々の多大なご尽力によって、電子情報通信学会が関与する国際会議が多々運営されている。国際会議コンテンツは、論文や技術研究報告とならんで、電子情報通信学会を支える貴重な財産である。

電子情報通信学会は学問の発展を支える学会であるとの認識に基づき、学術コンテンツが社会のため、未来のために適正な形態で幅広く活用される環境の構築を進めていかなければいけない。これに向けての第一歩として制定したのが国際会議コンテンツの取り扱いガイドラインである。

しかしながら、電子情報通信学会が関係する国際会議は、国際会議ごとに実施の形態や経緯などが異なり、一律にガイドラインを適用することは難しい。そのため、当初5年間は以下のような形態で運用することとする。

【運用の流れ】

- (1) 電子情報通信学会が関与する国際会議は、ソサイエティ／グループ、国際委員会で開催の審議を行う。その際にガイドラインに従っているように最大限留意する。
- (2) ガイドラインに沿うことが難しい場合には、ソサイエティ会長／グループ運営委員長、国際委員会委員長の判断を元に承認し、「国際会議コンテンツ運用 WG」に報告する。例えば、ガイドラインの(C)に沿うことが難しい場合には、ガイドラインの尊重をお願いした上で、ソサイエティ／グループ、国際委員会の判断で Technical Co-sponsor となることを認める。
- (3) 国際会議コンテンツ運用 WG は、ソサイエティ／グループ、国際委員会からあがってきた国際会議の取り扱い事例を検討し、国際会議コンテンツのあるべき姿を5年かけて明らかにする。必要に応じて取り扱いガイドラインの見直しも行う。

以上